

就労の流れ

就業について

特定技能では、以下14分野の決められた業務と付随する業務に限り認められています。従事する仕事も専門性や高度な技能を必要としたものに限られますが、同一分野または別分野の技能試験に合格した場合は転職が認められています。

14分野

- ①介護業
- ②ビルクリーニング業
- ③素形材産業
- ④産業機械製造業
- ⑤電気・電子情報関連産業
- ⑥建設業
- ⑦造船・船用業
- ⑧自動車整備業
- ⑨航空業
- ⑩宿泊業
- ⑪農業
- ⑫漁業
- ⑬飲食料品製造業
- ⑭外食業

特定技能とは

人手不足が深刻な産業分野(上記14分野)において、「特定技能ビザ」という外国人の在留資格を用いることで新たな外国人材の受け入れが可能となりました。

この制度は、人手不足の中小企業や小規模事業者に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくものです。

在留資格について

特定技能に関わる在留資格ビザは、1号と2号があります。

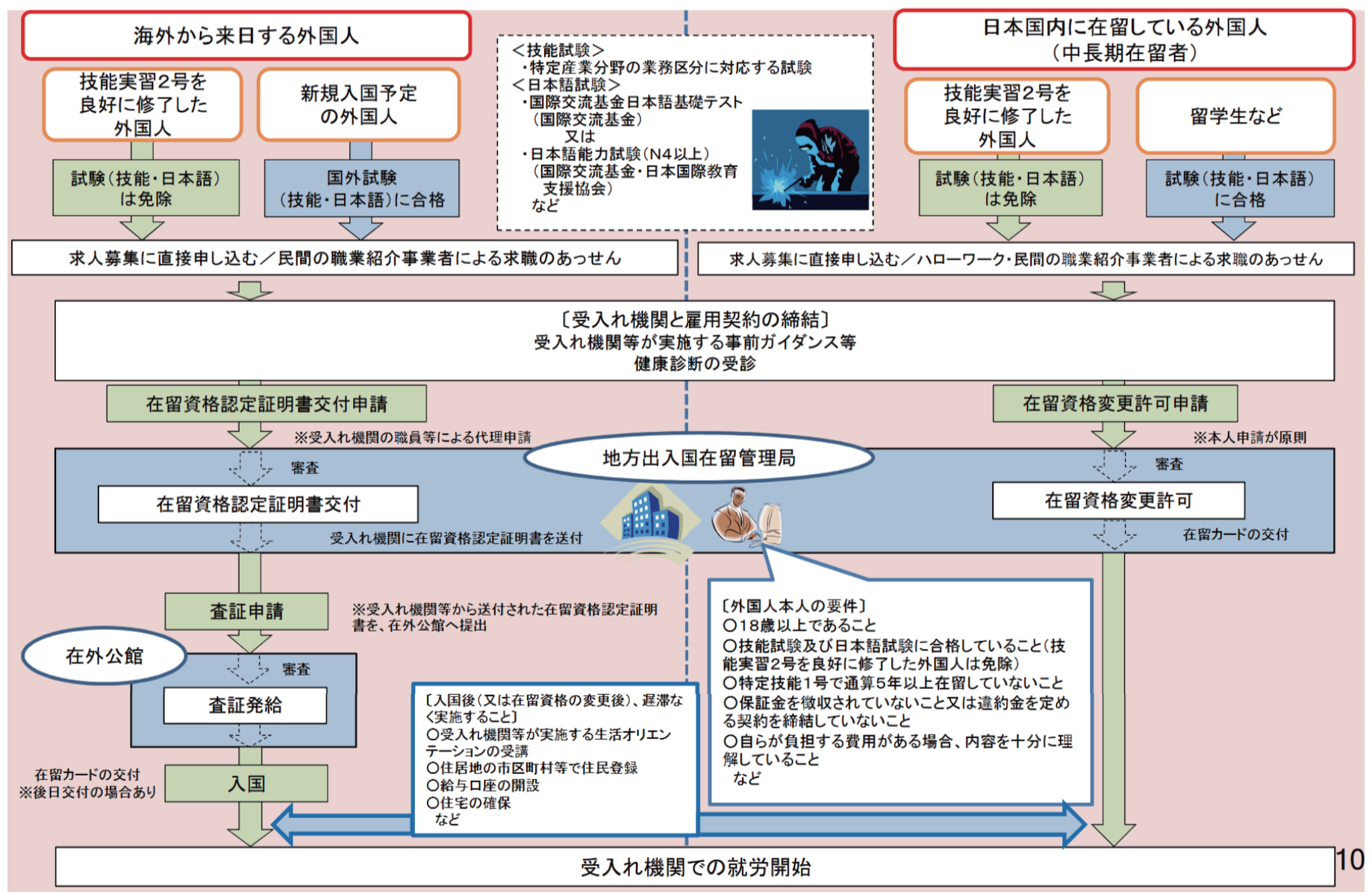
そのうち1号特定技能ビザについては、外国人を受け入れる事業者様に対して、外国人を支援する多くの義務(支援)が課せられています。

この義務(支援)は法務省に認定された「登録支援機関」に一部の委託もしくは全部委託を行うことができます。特定技能制度では、特定技能1号の在留資格で働く外国人が「在留資格に基づく活動を、安定的かつ円滑に行うことができるように」に、「職業生活上、日常生活上または社会生活上の支援」を行うことを受入機関(特定技能外国人を雇う企業)に求めています。

一般的な特手技能外国人の受入の流れ

特定技能ビザで外国人材を受け入れる場合、以下の3つの主体が存在することになります。

- ①特定技能ビザで働く外国人(技能実習2号を修了している人、もしくは業種別に実施される技能・日本語試験等に合格した人)
- ②受入れ機関(雇用する企業)
- ③登録支援機関(管理団体、人材紹介会社、事業法人、社労士、行政書士事務所など)



引用：国税庁HPより

よくある質問

Q.登録支援機関とは、そもそもなんですか？

A. 登録支援機関とは、出入国在留管理庁長官の登録を受け、有料職業紹介事業許可を得ている事で、特定技能1号の外国人に対して、在留中に安定的・円滑な活動を行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を、受け入れ機関(=特定技能外国人を雇用する企業等。法律上の表現は「特定技能所属機関」)から委託を受けて、受け入れ機関に代わって実施する者です。

なお、支援計画の策定は受け入れ機関自身が作成することとなります。登録支援機関がこの作成を受託することは不可ですが、必要に応じて登録支援機関が作成の補助をすることは可能です。

Q.特定技能外国人は、何人でも雇用できるの？

A. 技能実習と違い、特定技能に関しては会社ごとの受け入れ人数は定められておりません。ただし、建設と介護については分野別運用方針において制限が定められています。

Q.外国人と深く接したことがないけど大丈夫ですか？

A. 最低限の日本語による日常会話ができる方々ですので、コミュニケーションが全く取れないという心配はございません。しかし国籍や文化の違いから日本人とは違うと感じることもございます。